

長崎県高等学校文化連盟器楽・管弦楽専門部規定

長崎県高等学校文化連盟規約第6条2項により、器楽・管弦楽専門部規程を次のとおり定める。

第1章 総則

【名称】

第1条 本専門部は、長崎県高等学校文化連盟器楽・管弦楽専門部と称し、事務局を専門部長指定の学校に置く。

【事業】

第2条 本専門部は、連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 長崎県高等学校総合文化祭【器楽・管弦楽部門】の開催
- (2) 長崎県高等学校総合文化祭しおかげ祭での部門大会の開催
- (3) 専門部にかかわる研修会・講習会等の開催
- (4) 関係諸団体との連絡・提携
- (5) その他、本専門部の目的達成に必要な事業

第2章 役員

【役員】

第3条 本専門部には、次の役員を置く。

(1) 専門部長	1名	(2) 専門部委員長	1名
(3) 委員	各地区2名	(4) 会計	1名
(5) 監査	2名		

【役員を選出】

第4条 専門部長は、当該専門部の加盟校校長の中から選出する。
専門部長は、当該専門部を代表し、その業務を統括する。

第5条 専門部委員長は、当該専門部の委員の中から選出する。
専門部委員長は、当該専門部の業務を処理する。

第6条 委員は、原則として当該専門部に所属する部顧問の中から各支部2名を選出する。

第7条 会計は、原則として当該専門部に所属する部顧問の中から選出し、当該専門部の経理を処理する。

2 監査は、原則として当該専門部に所属する部顧問の中から選出し、当該専門部の会計を監査する。

【役員の任期】

第8条 役員の任期は、本連盟の規約に準じ2年とする。

【組織】

第9条 専門部委員会は、専門部の役員で構成する。

【会計】

第10条 本専門部の経費は、連盟の配付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- (1) 専門部の予算・決算は、連盟の会長に報告する。
- (2) 専門部の会計年度は、連盟の規約に準じる。

【会議】

第11条 本専門部の会議は次の通りとし、専門部長がこれを招集する。

- (1) 総会
最高議決機関であり、毎年1回招集する。総会は会員の3分の2の出席を持って成立し、審議事項は出席者の過半数の同意を持って可決する。
- (2) 役員会
役員会は、必要に応じて専門部長がこれを招集する。専門部の運営や総会に向けての意見交換の場とする。また、総会に変わって緊急事項を審議する。その際、最も近い総会で承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。